

阿賀野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第 4 2 号

阿賀野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

阿賀野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 1 8 年阿賀野市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中

「

区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容	
	介護給付費	訓練等給付費		
訪問系・その他	☐ 居宅介護	☐ 就労定着支援		
	☐ 重度訪問介護	☐ 自立生活援助		
	☐ 同行援護	/		
	☐ 行動援護			
	☐ 短期入所			
	☐ 重度障害者等包括支援			
日中活動系	☐ 療養介護	☐ 自立訓練（機能訓練）		
	☐ 生活介護	☐ 自立訓練（生活訓練）		
	/	☐ 宿泊型自立訓練		
		☐ 就労移行支援		
		☐ 就労移行支援（養成施設）		
		☐ 就労継続支援 A 型		
		☐ 就労継続支援 B 型		
居住系	☐ 施設入所支援	☐ 共同生活援助（グループホーム）		
地域相談支援	☐ 地域移行支援	/		
	☐ 地域定着支援			

」

を

「

申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
	訪問系・その他	☐ 居宅介護 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 短期入所 ☐ 重度障害者等包括支援	☐ 就労定着支援 ☐ 自立生活援助 ☐ 就労選択支援 	
訓練系・就労系 日中活動系		☐ 療養介護	☐ 自立訓練（機能訓練）	
		☐ 生活介護	☐ 自立訓練（生活訓練）	
			☐ 宿泊型自立訓練	
			☐ 就労移行支援	
			☐ 就労移行支援（養成施設）	
			☐ 就労継続支援 A 型	
			☐ 就労継続支援 B 型	
	居住系	☐ 施設入所支援	☐ 共同生活援助（グループホーム）	
地域相談支援		☐ 地域移行支援		
		☐ 地域定着支援		

」

に改める。

第 5 号様式中

「

変更を申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
	訪問系・その他	☐ 居宅介護 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護 ☐ 短期入所 ☐ 重度障害者等包括支援	☐ 就労定着支援 ☐ 自立生活援助 	
日中活動系		☐ 療養介護	☐ 自立訓練（機能訓練）	
		☐ 生活介護	☐ 自立訓練（生活訓練）	

			☐ 宿 泊 型 自 立 訓 練	
			☐ 就 労 移 行 支 援	
			☐ 就労移行支援(養成施設)	
			☐ 就 労 継 続 支 援 A 型	
			☐ 就 労 継 続 支 援 B 型	
	居住系	☐ 施 設 入 所 支 援	☐ 共同生活援助(グループホーム)	
	地域相	☐ 地 域 移 行 支 援		
	談支援	☐ 地 域 定 着 支 援		

」

を
「

	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
変更を申請するサービス	訪問系・その他	☐ 居宅介護	☐ 就労定着支援	
		☐ 重度訪問介護	☐ 自立生活援助	
		☐ 同行援護	☐ 就労選択支援	
		☐ 行動援護		
		☐ 短期入所		
		☐ 重度障害者等包括支援		
	訓練系・就労系 日中活動系	☐ 療養介護	☐ 自立訓練（機能訓練）	
		☐ 生活介護	☐ 自立訓練（生活訓練）	
			☐ 宿泊型自立訓練	
			☐ 就労移行支援	
			☐ 就労移行支援（養成施設）	
			☐ 就労継続支援 A 型	
			☐ 就労継続支援 B 型	
		居住系	☐ 施設入所支援	
	地域相談支援	☐ 地域移行支援		
		☐ 地域定着支援		

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。